

答申第187号
平成29年8月30日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成29年3月9日神行総総第3434号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「北鈴蘭台42号線計画年月日・道路用地権原取得経緯」の
公文書を保有していないことによる不存在決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「①北鈴蘭台 42 号線計画年月日、○駅西側ホーム南角私有地が 42 号線に横断しているのに認定されている。どのような法律・経緯でいつなされたのか詳しくわかる資料一式、②買い取りでなければならない土地が寄付になったことの原因がわかる資料一式」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、①に関しては、民間事業者による住宅造成事業により計画されたものであることから、②に関しては、道路用地の権原取得は買い取りでなければならない理由はなく、寄付による場合もあるため、また、寄付は寄付申出人の意思によるものであることから公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人が求めた公文書は実施機関が保有しなければならないとして取消しを求めて、審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成 28 年 12 月 16 日受付の審査請求書、平成 29 年 2 月 9 日受付の反論書、平成 29 年 5 月 24 日の口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 北鈴蘭台 42 号線の計画年月日については、民間事業者による住宅造成事業により計画されたものであるためとしているが、そもそも民間事業者が道路を勝手に認定道路・計画できる訳がない。北鈴蘭台 42 号線は、当時 A 神戸市兵庫区山田町小部字ハシ折山○番の○地先～B 山田町下谷上字今草○番の○地先「A～B 延長 712m 幅員 6m」、この AB 間の○駅ホーム北の端～南の端までの西側横は、山林、住宅等があり交通の共用にするような道路になっていない（当時の写真①、②、③図面等がある）。さらにこの○駅南西角からの abcd 写真④、⑤、⑦-1 間は寄付していない。北鈴蘭台 42 号線の認定に係る書類・○駅西側ホーム南角私有地が 42 号線に横断しているのに認定されている。どのような法律・経緯でいつなされたのか詳しくわかる資料（日報・打ち合わせ関係データ等）一式を公開してほしい。

- (2) 市道路線の認定，区域決定並びに供用開始に関する告示については，神戸市告示第 144 号に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき，市道路線を次のように認定する。なお，同法第 18 条第 1 項の規程に基づき，道路の区域を次のように決定し，同条第 2 項の規定に基づき，昭和 48 年 3 月 31 日からその供用を開始する。その関係図面は，神戸市土木局道路部管理課に備えおいて昭和 48 年 4 月 14 日まで一般の縦覧に供する。と記載されている。
- (3) 道路用地の所有権取得は，買い取りでなければならない理由はなく，寄付による場合もあるため。また，寄付は寄付申出人の意思によるものであるため。以上より，公開請求に係る公文書を保有していないとあるが，請求人私地主が自ら進んで寄付をしたのではない。今現在道路になっている箇所（北区山田町下谷上字今草〇ー〇・〇，〇ー〇・〇，〇ー〇）は，神戸市側からその当時強く寄付するように要求され，寄付する前に認定道路になっていること事など説明もなかった。この時点で，AB 間の〇駅ホームの北の端～南の端までの西側横はまだ山林・住宅等（写真①，②，③）で，認定道路の事を知った年月日は，平成 22 年 2 月 19 日，建設局道路部管理課〇氏から郵送書面，図面⑩，⑩-1，⑩-2 等により知った。私有地を認定道路にする場合，市に必要な手続きと書類等を訊ねると無償使用承諾書・私有道路の公道化要望書等が必要と説明を受けたが，全く手続きを無視した行為を知りたく色々と尋ねたが訊ねる度に間違っただけに解釈され無駄な時間ばかりとられ，このような事実関係を正しく直して欲しいので，有るとか無いとかと言い訳の回答をされても納得がいかない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を，平成 29 年 1 月 18 日付の弁明書，平成 29 年 4 月 18 日の事情聴取から要約すれば，概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人は，「昭和 49 年 1 月受付，7 月許可書類・図面等が当方にあるのに許可を出した神戸市にないとの説明はおかしい。」としているが，神戸市が民間事業者の計画について知るのは住宅造成事業の認可申請を受付けた時点であって，民間事業者による住宅造成事業の計画年月日については，当該事業者のみが知り得る事実である。したがって，請求人が請求する「北鈴蘭台 42 号線の計画年月日」にかかる公文書は保有していない。

なお，北鈴蘭台 42 号線の認定にかかる書類については，公文書公開決定通知書（平成 28 年 12 月 15 日付け神建道管第 4391 号）にて公開している。

- (2) 請求人は，「市から認定道路の話は全くなく，この事を平成 22 年 2 月 19 日に知った。認定・その後隣接地を買い取るのに先に認定道路にした所の寄付を求められた。」と主張しているが，神戸市が土地所有者に対して寄付を求めたとする文書は存在しておらず，また請求人の主張を推認できる文書も存在しないため，不存在決定を行ったことは適切である。

5 審査会の判断

(1) 争点

本件審査請求に係る争点は、処分庁が行った本件処分における「北鈴蘭台 42 号線の計画年月日」及び「買い取りでなければならない土地が寄付になったこと」のわかる資料」の存否である。

以下、検討する。

(2) 「計画年月日」を示す公文書の存否について

処分庁によると、北鈴蘭台 42 号線は住宅地造成事業に関する法律（昭和 43 年 6 月 15 日廃止）に基づいて民間事業者が造成した団地内の道路であり、工事の完了に伴い同法第 15 条により神戸市に帰属されることとなり、市道認定し、昭和 48 年 3 月 31 日に供用開始の告示を行ったものであるとしている。

民間事業者による住宅地造成事業に伴って民間事業者において計画したものであるから、処分庁が当該道路の計画を知ることとなるのは、住宅地造成事業に関する法律に基づいて事業の認可申請を受付けた時点であるため、事業者による住宅地造成事業の計画年月日については処分庁としては承知していないとしている。

審査会としては、計画年月日は当該事業者のみが知り得る事実とする処分庁の主張は不合理とはいえず、また、上記公文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 「寄付になったこと」のわかる資料」を示す公文書の存否について

処分庁によると、道路用地の権原取得については、買い取りの場合もあれば、寄付による権原取得の場合もあり得るとしており、当該地については、当時の所有者からその者の意思によって、昭和 48 年 4 月 20 日に寄付を受けたとしており、審査会において寄付についての公文書を見分したところ、たしかに寄付採納の決裁については確認できたが、「買い取りでなければならない土地が寄付になったこと」の理由がわかる資料一式」の存在を窺わせる事実を確認することができなかったことから、処分庁の説明は不合理とはいえず、処分庁が行った決定は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成28年12月16日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成29年1月18日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年2月9日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年3月9日	—	* 諮問書を受理
平成29年4月18日	第302回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成29年5月24日	第303回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成29年7月10日	第304回審査会	* 審議
平成29年8月4日	第305回審査会	* 審議